

福祉教育委員会記録

1 日 時 平成28年12月19日(木)

午前10時00分 開会

午前10時52分 閉会

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員

委員長	三浦康司	副委員長	藤田誠一
委員	神野恭多	委員	藤原雅彦
委員	永易英寿	委員	岡崎 溥
委員	仙波憲一		

4 欠席委員

なし

5 説明のため出席した者

・副市長 近藤清孝

・教育委員会事務局

教育長	関福生	教育委員会事務局長	武方弘行
教育委員会事務局総括次長 (教育力向上戦略監)	榎木奨悟	次長	高橋良光
次長(社会教育課長)	三沢清人	学校教育課長	高橋正弥
スポーツ文化課長	曾我部みさ	総合文化施設管理課長	菅 春二
学校教育課主幹	長井秀旗		

・福祉部

部長	岡部嘉幸	総括次長(健康長寿戦略監)	白石 亘
次長(介護福祉課長)	加藤京子	次長(子育て支援課長)	藤田憲明
地域福祉課長	伊達忠幸	生活福祉課長	山中 悟
介護福祉課参事(地域包括 支援センター所長)	古川哲久	国保課長	井上 毅
保健センター所長	木戸貴美佳	国保課主幹	飯尾誠二

6 委員外議員

岩本和強 議員

7 議会事務局職員出席者

議会事務局長 多田羅 弘

議事課主任 中 島 康 治

8 本日の会議に付した事件

別紙付託案件表のとおり

9 会議の概要

開会 午前10時00分

●三浦委員長：〈開会あいさつ〉

○副市長：〈あいさつ〉

◎教育委員会関係

□議案第78号 新居浜市寺尾音楽教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

○高橋学校教育課長：〈説明〉

〈質 疑〉

●岡崎委員：第5条の基金の運用から生じる収益はどのようなものがあるか。

○高橋学校教育課長：財産運用収入での利子の収入がある。今年度では、3,000円程度の収入である。それをもって、補助金として支出している。

●藤原委員：提案理由に柔軟な処分を可能とし、という文言があるが、柔軟な対応とはどういったことか。

○高橋学校教育課長：参考資料の11ページの第6条第2項を削除しているが、基金の額が1,000万円以下になる処分はできないものとするということで、基金の年度末残高は1,000万円であったので、今までは運用利子のみが補助金として執行されていた。この条項を削除することによって、原資を取り崩す形での補助が可能となる。

●永易委員：現在の基金残高は。

○高橋学校教育課長：1,000万円である。

〈討 論〉なし

〈採 決〉全会一致原案可決

□議案第84号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○榎木教育委員会事務局総括次長：〈説明〉

〈質 疑〉なし

*後刻一括採決

休憩 午前10時11分

再開 午前10時14分

◎福祉部関係

口議案第79号 新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○加藤福祉部次長：＜説明＞

＜質 疑＞

●仙波委員：今回の改正で一番違う点は何か。

○加藤福祉部次長：今まで県に指導権限があった通所介護事業所のうち、利用定員が18人以下の小規模な事業所が平成28年4月に県から市に権限移譲されたため、市の条例において指定を行う必要が生じたため規定をする。

●岡崎委員：認知症対応型通所介護については、削除されているのはなぜか。

○加藤福祉部次長：認知症対応型通所介護については、削除ではなくて、条項の間に通所介護を入れたので、それによって、同じ内容の条項が定められたため削除した。かわりに準用を定めた条項がある。介護予防認知症対応型については議案第80号で条文整備を行ったので、認知症対応型デイサービスについて新居浜市が規定している部分は削除していない。

●藤原委員：県から市へ移譲されたということだが、市独自の新しいサービスがあるのか。

○加藤福祉部次長：移譲されてきて条例で規定しているのは、従うべき基準及び標準については、厚生労働省令と同じ基準を定め、参酌すべき基準については、非常災害対策に関することと、サービスの提供記録に関することと、サービス提供記録の保存年限に関することの3項目について、市独自の基準を定めた。

●永易委員：指定地域型密着通所介護の事業所は現在何カ所あるのか。

○加藤福祉部次長：デイサービスが16事業所ある。2事業所が休止と廃止をしたが、1事業所が新しく再開したので、今15事業所となっている。

●永易委員：地域密着型の場合は、運営推進会議を設立しなければならないと思うが、職員の負担もかかってくると思うが、地域包括支援センターと介護福祉課の職員のサポート体制はどうなっているのか。

○加藤福祉部次長：条例で6カ月に1回ということで定められているので、運営推進会議を設置している。職員は、介護福祉課職員と地域包括支援センターの職員とで割り当てて必ず出席するようにしている。

●仙波委員：具体的にサービスの変更はあったのか。

○加藤福祉部次長：この条例の範囲内ではサービス内容の変更はない。

＜討 論＞なし

＜採 決＞全会一致原案可決

口議案第80号 新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○加藤福祉部次長：〈説明〉

〈質 疑〉

●岡崎委員：地域との連携が新たに加わったと思うが、その部分の説明をお願いしたい。

○加藤福祉部次長：地域の連携は従来も取られてはいたが、この条例では運営推進会議、地域の皆さんと市の職員、介護している家族の方などが入られた運営推進会議を開催することが条文に追加された。

●岡崎委員：これは各施設が持つと思うが、定期的に関くという規定があるのか。

○加藤福祉部次長：参考資料の56ページに記載しているが、6カ月に1回以上開催する。

●藤原委員：地域という表現が出たが、地域と言え、自治会なども入るイメージがあるが、そういった方も入るのか。

○加藤福祉部次長：施設で違いはあるが、地域の皆さんの中には、社協の支部社協の方や自治会長や、公民館長などが入っている。

●藤原委員：それはその施設の判断となるのか。

○加藤福祉部次長：そういうこととなる。

●仙波委員：議案第79号も第80号もそうだが、指定という言葉に意味はあるのか。

○加藤福祉部次長：指定は必ずついている。厚生労働省の省令にも指定地域密着型というような文言となっている。指定という文言を新居浜市が意味を持たせてつけてはいない。

●仙波委員：指定とついていないのはあるのか。

○加藤福祉部次長：新居浜市が指定権者になるため地域密着型の分ではすべてついている。

●永易委員：指定は県や市が事業を認可しているか、していないかだと思う。

●藤原委員：新居浜市が企業版CCRCという形で、住友企業を中心に退職された方を新居浜市に帰ってきてもらうという事業をしているが、これらの地域密着型の介護保険サービスはCCRCで新居浜市に帰ってきた方も同じような条件でサービスを受けることができるのか。

○加藤福祉部次長：新居浜市民であれば受けることができる。地域密着型サービスはその市町村に住んでいる住民が利用できるのが原則であるので、新居浜市に住民登録をしていただけたらサービスを受けることができる。

〈討 論〉なし

〈採 決〉全会一致原案可決

口議案第81号 新居浜市医師確保奨学金貸付条例の制定について

○木戸保健センター所長：＜説明＞

＜質 疑＞

●仙波委員：第5条に連帯保証人を2人たてなければならないという規定があるが、連帯保証人の年齢や収入などの条件はあるのか。

○木戸保健センター所長：連帯保証人の条件であるが、一定の職業を持ち独立の生計を営んでいること。他の奨学金制度の保証人になっていないこと。市町村税の滞納がないことを条件としている。

●仙波委員：母子家庭や、寡婦家庭や、祖父母世帯であれば、そのような条件では厳しいと思うが、国も県も同じような制度をつくっているが、住民に近い地方自治体はその辺りの配慮があってもいいと思うがどうか。

○木戸保健センター所長：保証人については、専業主婦であっても家賃収入がある場合など、保証の能力があると認められた場合には、保証人になっていただける。祖父母など年金で生活をしている場合でも、市町村税の滞納がなく、市長が認めた場合には、連帯保証人になれる。

●藤原委員：第3条の指定医療機関において将来医師としてとあるが、指定医療機関はどこか。また、第4項の経済的理由により修学が困難であり、市長が別に定める所得基準に満たないとあるが、その所得基準というのはいくらなのか。

○木戸保健センター所長：指定医療機関は、市内にある病院または診療所で、市長が定める機関として、住友別子病院、十全総合病院、愛媛労災病院に指定医療機関になっていただくようお願いする予定である。この3病院については、新居浜市の2次救急を担っていただいております。臨床研修も受けることができる機関である。また、経済的な理由による修学困難で、所得基準についてであるが、保護者等の市民税所得割額の額が30万4,200円未満で、保護者等が共働きの場合は合計した額となる。基準の根拠は、文部科学省が定めている高等学校就学支援金を受けることができる基準に準じている。年収では910万円程度になる。扶養者の状況に応じて1,000万円を超える収入があっても対象になる場合がある。

●藤田委員：指定医療機関に県立病院はなぜ入っていないのか。

○木戸保健センター所長：県立病院については、県の奨学金制度の対象になる機関であり、県病院の医師になると、県の職員になるということから対象からはずしている。

＜討 論＞なし

＜採 決＞全会一致原案可決

□議案第84号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

○白石福祉部総括次長：＜説明＞

＜質 疑＞

●仙波委員：臨時給付金の対象人数は。

○伊達地域福祉課長：対象者は約2万6,800人を見込んでいる。

＜討 論＞なし

<採 決>全会一致原案可決

口議案第86号 平成28年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○白石福祉部総括次長：<説明>

<質 疑>

●仙波委員：一般高額費に関して、新しく認可された薬の影響で療養費を追加しているが、がんの薬なのか。

○井上国保課長：高額薬剤の件であるが、抗がん剤に関しては、オプジーボが平成27年12月から肺がんに対して、平成28年8月から腎細胞がんに対して承認された。オプジーボは元々、悪性黒色腫治療に限定されたものであったが、徐々にがんに対して適用拡大となったことによって高額になってきている。平成28年3月診療分から平成28年10月診療分の8カ月分で見ると、このオプジーボについては、5人の治療で、薬剤費が約3,944万円となっている。もう一つのC型肝炎の新薬のソバルディが平成27年5月から、ハーボニーが平成27年8月から承認された。この2つの薬剤で平成27年5月診療分から平成28年10月の1年半の診療分で、50人の治療で2億4千万円余りの薬剤費となっている。このC型肝炎の新薬については、平成28年4月からの薬価の見直しの中で約32パーセント引き下げられている。また、抗がん剤のオプジーボについては、平成28年4月からの薬価見直しには含まれず、そのままの額となっていたが、来年の2月1日から薬価を50パーセント引き下げることとなっている。

●仙波委員：他に高額な薬剤は何かあるのか。

○井上国保課長：高額な薬剤としては、平成28年4月からレパーサという薬剤が承認されている。これについては、高コレステロール血症に対する薬である。また、がん関係の薬、腎がんや肺がんなど、オプジーボ以外にもがんに対する薬がある。その他高額な薬として、慢性骨髄性白血病、悪性腫瘍、多発性硬化症等の薬もある。

<討 論>なし

<採 決>全会一致原案可決

閉会 午前10時52分

福祉教育委員会付託案件表

平成28年12月19日

○教育委員会関係

議案第78号 新居浜市寺尾音楽教育振興基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中	ページ
歳出 第10款 教育費（財源補正を除く）	3・4・39~42
第2表 繰越明許費	
第10款 教育費	5

○福祉部関係

議案第79号 新居浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 新居浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 新居浜市医師確保奨学金貸付条例の制定について

議案第84号 平成28年度新居浜市一般会計補正予算（第4号）

第1表 歳入歳出予算補正中	
歳出 第3款 民生費	3・29・30
第2表 繰越明許費	
第3款 民生費	5

議案第86号 平成28年度新居浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

14~16・52~62